事　務　連　絡
令和２年６月 19 日

各府省庁
　新型コロナウイルス感染症対策担当　御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
厚　生　労　働　省　健　康　局

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、厚生労働省で開発を進めていた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application)」が本日リリースされました。

本アプリは、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、感染の可能性をいち早く知ることができます。それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動を取ることができ、感染拡大の防止につながることが期待されます。なお、個人が特定される情報や、陽性者と接触者（接触の可能性があると通知を受けた者）との関係についての情報は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されています。

本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されますので、各府省庁におかれては、本アプリの活用について、職員及び所管の業界・団体等に対して広く周知するとともに、業界・団体等へ普及の協力を促していただきますようお願いいたします。

【参考資料１】新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）チラシ
【参考資料２】新型コロナウイルス接触確認アプリについて（概要）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
【参考資料３】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

【本件連絡先】
（本事務連絡全体について）
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
担当者：横澤田、西田、中山
電　話：０３（６２５７）３０８７
（アプリの内容について）
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
疫学・データ班
電　話：０３（３５９５）２３０５（内線８２８１／８２８２）

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA

COVID-19 **Co**ntact **Co**nfirming **A**pplication

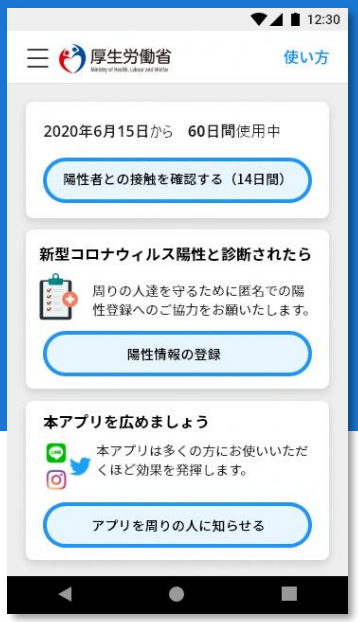

＊画面イメージ

COCOAは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性

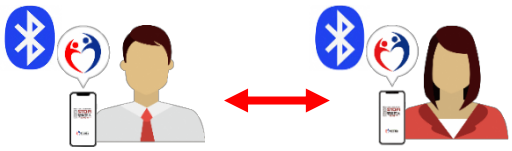

・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはでません
・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
※記録は14日経過後に無効となります
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

アプリのインストールや詳しい情報はこちらから

厚労省　接触確認アプリ　検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

内閣官房　新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室

新型コロナウイルス接触確認アプリ　利用者向けQ&A

問１　接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問２　アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問３　他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね１メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問４　個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問５　位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することもありません。

問６　他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね１メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問７　利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問８　アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね１メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問９　新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、１日１回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10　新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11　陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12　厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

（参考資料２）

2020年6月19日現在

新型コロナウイルス接触確認アプリについて

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策テックチーム事務局

※アプリは６月19日にリリースします。ご利用いただける機種、OSの情報は、厚労省ホームページに順次掲載しますのでご確認ください。
※資料の内容は、６月19日時点の準備内容に基づくものです。今後、変わりうる内容を含みますので、ご留意ください。

接触確認アプリは互いに分からない形で接触した可能性について通知を受けることができる仕組みです

○　接触確認アプリは、**本人の同意を前提**に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、**互いに分からないようプライバシーを確保**して、新型コロナウイルス感染症の**陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。**

○　利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、**検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。**利用者が増えることで、**感染拡大の防止につながることが期待**されます。

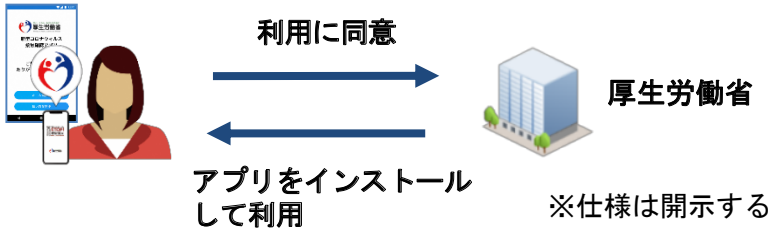

- ブルートゥースを利用し、近接した可能性がある場合にランダムな符号を交換して記録
- 電話番号、位置情報など個人が特定される情報は記録しない
- 近接に関する情報は、14日経過後に自動で無効となる
- 利用の同意はいつでも撤回し、アプリを削除して、記録を消去できる

１メートル以内、15分以上の接触した可能性

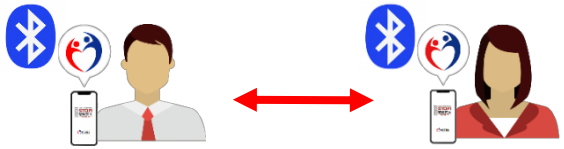

- 端末内のみでランダムな符号を生成して記録（14日経過後に無効となる）
- どこで、いつ、誰との近接した状態か、互いにわからない

※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しない
※ブルートゥースをオフにすると記録しない

陽性者との接触の可能性を通知。症状等に応じて検査の受診などを案内

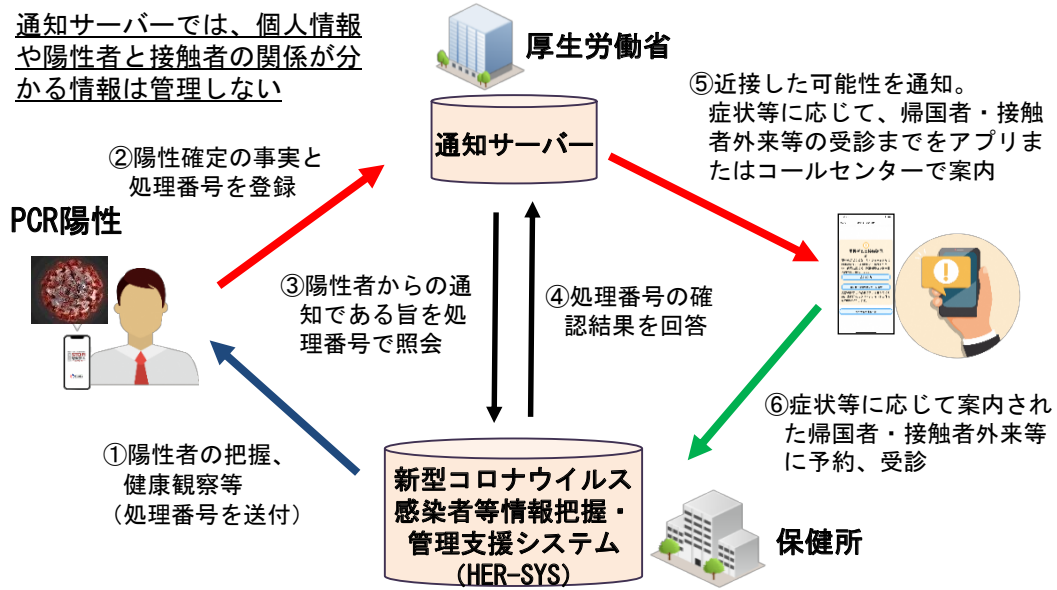

①の処理番号は、アプリではなく、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムから、本人が同システムに登録した携帯電話のSMS又はメールアドレスに送付

- PCR陽性でない方が登録しないよう、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムから処理番号を本人に発行し、本人がアプリで入力する。
- 通知を受けた方には、症状等に応じて、帰国者・接触者外来等の受診までを、アプリまたはコールセンターで案内する。
- 通知サーバーでは陽性者の暗号化情報のみを保持し、通知後に削除する。陽性者と通知を受けた者との対応関係は、国・自治体では分からない。

新型コロナウイルスの陽性が判明した場合、本人が同意して、本人がアプリで登録いただきます

○　陽性者でない方がアプリで通知の登録をしないよう、本人がPCR検査等の際に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに登録した電話番号のSMS又はメールアドレスあてに、「処理番号」を通知します。

○　**本人が陽性の登録について同意し、本人がアプリの画面で「処理番号」を登録**したら、通知の登録がされます。

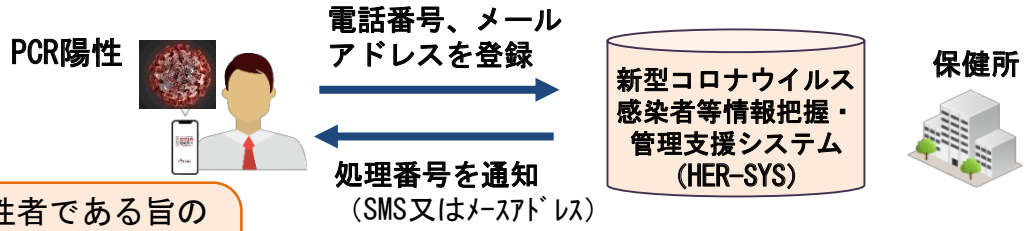

・保健所等において、PCR検査等の際、HER-SYSに電話番号、メールアドレスを登録。

・**保健所**において、**アプリの利用の有無を本人に確認**し、HER-SYSに登録。**処理番号を通知**する。

※保健所の負担軽減の観点から、本人がアプリの利用の有無を自ら登録して、処理番号の発行を受ける仕組みも検討。

陽性者である旨の登録と他の利用者への通知について、同意いただきます

画面イメージ

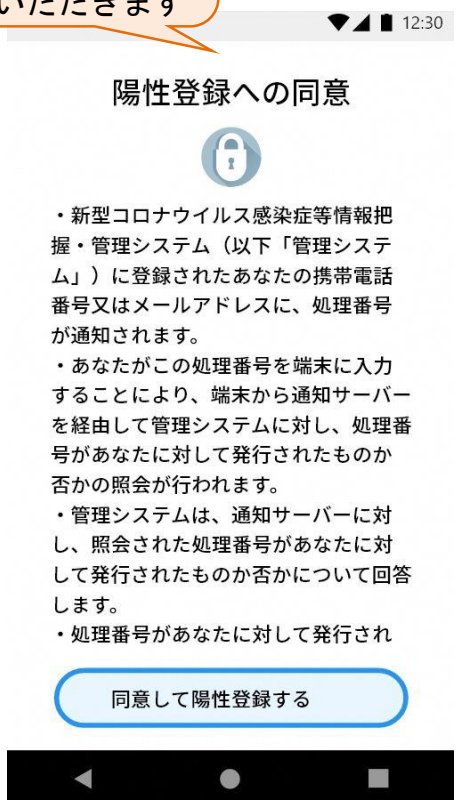

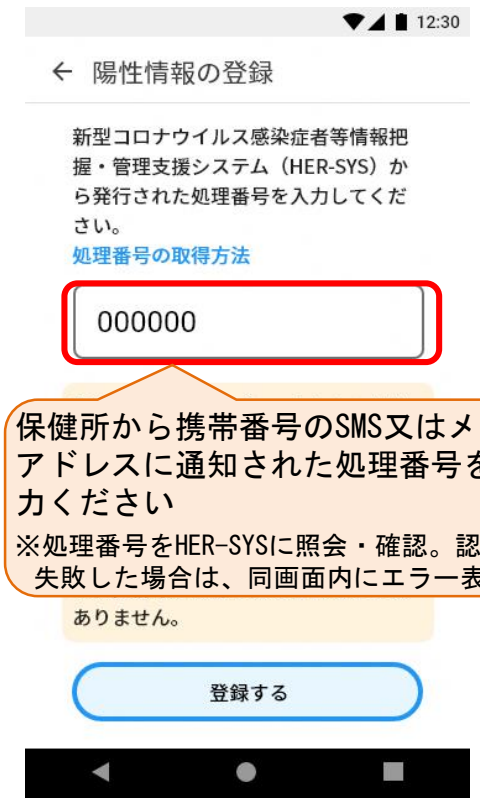

保健所から携帯番号のSMS又はメールアドレスに通知された処理番号を入力ください

※処理番号をHER-SYSに照会・確認。認証に失敗した場合は、同画面内にエラー表示

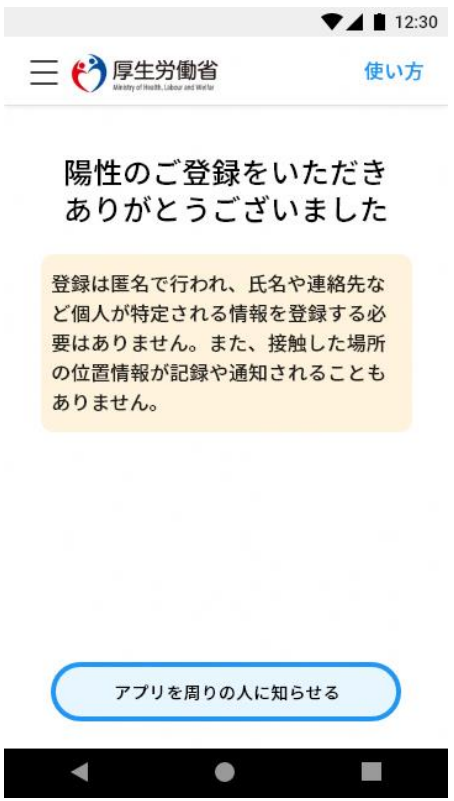

陽性者との接触の可能性があった場合に、本人が確認すると、通知を見ることができます

○　陽性者との接触の可能性の情報は、メイン画面で表示するのではなく、**本人が「確認」を選択すると確認できる流れ**とします。
（※）接触の可能性の情報は、１日１回程度、更新されます。

利用開始後に最初に表示する画面（メイン画面）

「陽性者との接触を確認する」を押下すると表示される画面

接触が確認されない場合

接触が確認された場合

画面イメージ

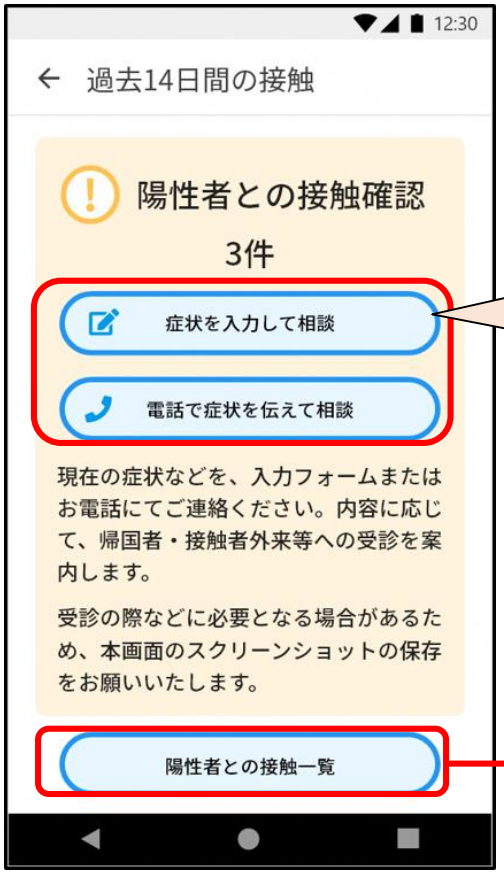

症状等に応じて、帰国者・接触者外来等への受診を案内

※接触の可能性が同一の者であるかどうかは、システムでも判別しませんので、同一の者でも一日単位で件数が表示されます。

通知がされた方には症状や身近な者の状況を選択すると検査の受診などを案内します

○　本人が症状の有無や身近な者の状況を選択すると、帰国者・接触者外来等（※）への受診までを案内します。
（※）都道府県によって、当面は、帰国者・接触者相談センターに連絡いただいた上で、帰国者・接触者外来等への受診を案内します。

○アプリの画面で入力する場合の流れ

○症状の有無を選択

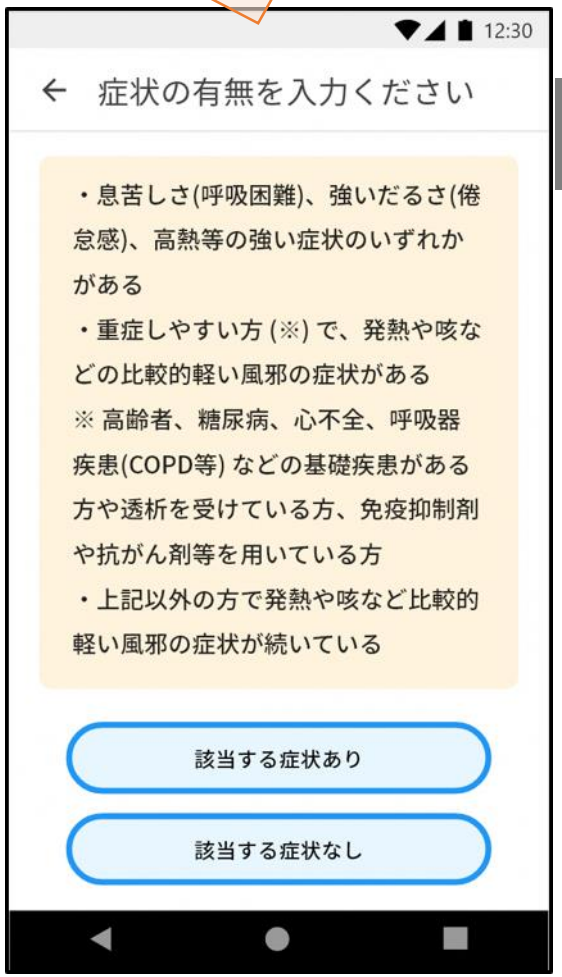

※専用のコールセンターに照会した場合も同じに対応

「症状あり」の場合 → 帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診を案内

○　**速やかに最寄りの帰国者・接触者外来等を予約**し、**受診してください（マスク着用）。**
※ **帰国者・接触者外来等の連絡先**を表示　※都道府県により当面は、帰国者・接触者相談センターを案内

・検査結果が陽性だった場合、患者として対応。
・**検査結果が陰性**だった場合、下記の**身近に接した人に関する質問を帰国者・接触者外来等で問診**し、**該当する場合**には、保健所に連絡。保健所から**「濃厚接触者」として本人に連絡**する。

「症状なし」の場合 → 身近な者に感染者等がいるかどうかを確認

○　あなたは陽性者との接触の可能性が確認されていますが、**家族や友人、職場の人**など**２週間以内に身近に接した人**で、以下のような方に心当たりはありますか。
・**新型コロナウイルス感染症の感染者がいる。**
・**新型コロナウイルス感染症が疑われる症状※がある人がいる。**
（厳密でなくとも、だいたいそう思われれば「はい」と回答ください）
※疑われる症状：息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状
重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状
これら以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

「はい」の場合
→ 濃厚接触者の可能性が高い/帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診を案内

○　**速やかに最寄りの帰国者・接触者外来等を予約**し、**受診してください（マスク着用）。**
○　**１４日間は自宅で待機**をお願いします。
※ **帰国者・接触者外来等の連絡先**を表示
※都道府県により当面は、帰国者・接触者相談センターを案内

「いいえ」の場合
→ 濃厚接触者の可能性は高くない

○　１４日間は体調の変化に気をつけてください。
○　体調に変化があった場合は、以下を選択ください。
「症状の有無を入力ください」※画面が遷移

広く利用されることで感染拡大の防止につながることが期待されます

○　アプリを利用し、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

［特に利用が想定される方々（イメージ）］

あなたの身近にいる大切な方

・あなたご自身
・家族
・友人
・介護施設、福祉施設関係者
・幼稚園、保育園の保育士　など

近接するリスクが高い方

・販売業、接客業
・交通、バス、タクシー運転手
・配送業、物流業
・医療関係者
・介護・保育・福祉施設関係者

基礎疾患、感染リスクが高い方

・高齢者
・糖尿病、心不全、呼吸器疾患　等

若い方々

・スマホネイティブ世代

［利用の働きかけが想定される場面など（イメージ）］

知っている人同士で利用を呼びかけ

・家族で
・職場で
・学校で
・地域のコミュニティで

※利用は本人の同意が前提です
※プライバシーは守られます

サービスの利用者に働きかけ

・飲食店、百貨店、ｽｰﾊﾟｰﾏｰｹｯﾄ
・ホテル・宿泊施設、空港、飛行機
・バス、タクシー、鉄道、新幹線
・首都圏の通勤・通学の電車内
・多数の者が利用する施設
・医療機関での受診
・介護・福祉施設、保育所の利用

地域、企業等の協力

・政府機関、地方公共団体
・経済界、企業、NPO、NGO
・医療・福祉関係者、医療保険者
・学校、大学、教育機関　など

○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和２年３月28日（令和２年５月25日変更）　新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三　新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（３）まん延防止

２）催物（イベント等）の開催制限

また、スマートフォンを活用した**接触確認アプリ**については、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

６）緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

（催物（イベント等）の開催）

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている**接触確認アプリ**の活用等について、主催者に周知すること。

８）クラスター対策の強化

⑤　政府は、個人情報の保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインタフェース（ＡＰＩ）を活用した**接触確認アプリ**について、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（ＨＥＲ-ＳＹＳ）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

（参考）近接した状態に関する情報は、端末から外部に出ることはなく、プライバシーが確保された仕組みです

※　Apple/GoogleのAPIの仕様のドキュメントから作成

○　各端末で、日次鍵と接触符号が生成され、陽性の判明時に、本人の同意のもと、必要な鍵のみを通知サーバーに登録します。
○　これにより、公衆衛生当局においても陽性者、接触者・未接触者の情報をもたずに、接触者に通知がされる仕組みとしています。

利用者の端末で生成される符号

日次鍵
(Temporary Exposure Key)

・1日に1度ランダムな符号を**「日次鍵」**として生成
・**端末内に格納**され、**14日間の経過後に無効**となる
・陽性時に本人が同意して本人が自ら登録すると、診断鍵が通知サーバーにアップロードされる

一定のハッシュ関数で一方向に変換され、
接触符号からは日次鍵をたどれない

接触符号
(Rolling Proximity Identifier)

・**10分程度ごとに更新**されBluetoothで**互いに交換される符号**
・5分単位で相手の符号の**時間を計測**して記録
・**端末内に格納**され、**14日間の経過後に無効**になる

①一定時間以上、近接した可能性

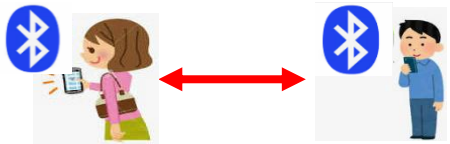

10分程度
ごと生成

接触符号 ⋮ 接触符号

接触符号 ⋮ 接触符号

互いに相手の接触符号を
Bluetooth通信で取得

※Bluetoothをオフにすると通信せず、
互いに接触符号も取得しない

②相手において陽性と判明

通知サーバー
(Diagnosis Server)

診断鍵
(Diagnosis Key)

本人の同意のもと、診断鍵（**感染していた可能性がある期間の日次鍵**と関連する時間情報を元に構成）を端末から**通知サーバーに送信**

※通知の際は、**本人が陽性であることについて、公衆衛生当局が関与**

※日次鍵は、過去14日分を対象とする

※通知サーバーは公衆衛生当局が運営する

③自分が接触していたかどうかを確認

通知サーバー

診断鍵（日次鍵と関連する時間情報を元に構成）**を全端末に配付**

診断鍵
(Diagnosis Key)

端末内で診断鍵をもとに**陽性者の接触符号を生成**

14日間に近接した可能性がある相手の接触符号のリスト

接触符号

接触符号

一致するかどうかを端末内で判定、一致すれば**検出通知**

（参考：各国の比較）日本のアプリは、電話番号などの個人情報や位置情報を取得せず、利用しない仕組みです

○　各国のアプリは、プライバシーへの配慮と公衆衛生の使用目的などにより、取得する情報の範囲や管理の仕組みが異なります。
○　日本のアプリは、プライバシーに最大限に配慮して、電話番号などの個人情報や位置情報は取得せず、利用しない仕組みです。

①Apple/GoogleのAPIを利用した仕組み

・**プライバシーに最大限に配慮**した仕組み。アプリでは、**個人情報や位置情報を取得しない。**
・アプリの利用や陽性者の登録は、**本人の同意が前提。同意はいつでも撤回し、本人が記録を削除できる。**
・公衆衛生当局は、誰と誰が近接した距離にいたか（**陽性者と接触者との関係**）は、**アプリでは把握できない。**
・アプリを起動し続ける必要がないので、**利用しやすく、消費電力も抑え**られる。
・**近接の記録**は、ランダムな符号で**個人の端末内のみに記録。外部には出さず、中央サーバーでも管理しない。**

日本、ドイツ、スイス、ラトビア、デンマーク、ポーランドなど

②近接情報の記録など、アプリを独自に開発した仕組み

・プライバシーに配慮しつつも、**位置情報**や**電話番号など個人情報を取得する仕組み。**
・ブルートゥースを利用する場合は、**アプリを起動し続ける必要**があり、**消費電力がかかり、利用しづらい。**
・**近接の記録**は、公衆衛生当局の**中央サーバーで管理**する。

シンガポール、インド、オーストラリア、イギリスなど

③スマートフォンで感染者や個人の動向を把握する仕組み

・スマートフォンで、**位置情報、電話番号など個人情報を取得する仕組み。決済情報などで個人の行動歴**も把握。
・公衆衛生当局の**中央サーバーで管理**する。

中国、韓国、台湾

（※）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策テックチーム（令和2年5月8日）資料を参考にして作成

問１　接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス（API）を元に開発しています。

問２　アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問３　他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね１メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問４　個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問５　位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはなく、記録することもありません。

問６　他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね１メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問７　利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問８　アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね１メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問９　新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、１日１回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10　新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11　陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12　厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

問13　アプリに関する不具合や意見などは、どこに連絡すればいいですか。

大変お手数ですが、メール（appsupport@cov19.mhlw.go.jp）にてご連絡いただきますよう、お願いいたします。

○接触確認アプリケーション利用規約

（令和２年６月　日　厚生労働省健康局結核感染症課）※利用開始日を設定

（目的）

第１条　本利用規約は、厚生労働省が提供する接触確認アプリケーションの利用に関し、これを利用するすべての者に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

（定義）

第２条　本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

一　「接触」とは、概ね１メートル以内の距離で、15分以上の近接した状態にあった可能性が高い状態をいいます。

二　「陽性者」とは、新型コロナウイルス感染症の陽性診断が確定した者をいいます。

三　「接触確認アプリケーション」及び「本アプリ」とは、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用し、人と人との接触を検知及び記録し、あるアプリ利用者について陽性者であることが判明した場合に、当該陽性者の同意のもと、当該陽性者との間で過去14日以内に接触を確認された他のアプリ利用者が、当該陽性者について個人として識別可能な情報を受け取ることなく、自らが過去14日以内に陽性者と接触したことがある旨の情報について通知を受けることができるアプリケーションをいいます。

四　「アプリ利用者」とは、本アプリを利用して、本アプリが提供するサービスの利用を行う者をいいます。

五　「アプリ導入端末」とは、本アプリを導入したスマートフォン端末をいいます。

六　「日次鍵」とは、アプリ導入端末において、当該端末と一対一の対応関係を持ち、24時間単位で変更される識別子をいいます。

五　「接触符号」とは、アプリ導入端末において、日次鍵をもとに生成され、10分単位で変更される識別子をいいます。

六　「通知サーバー」とは、アプリ導入端末と連携して、アプリ利用者が必要事項に同意の上でアプリ導入端末から登録した日次鍵を管理し、一定の条件の下で当該日次鍵を他のアプリ利用者のアプリ導入端末に提供する機能を有する、厚生労働省が管理するサーバーをいいます。

七　「管理システム」とは、新型コロナウイルスの陽性者及び濃厚接触者の情報を管理するため、厚生労働省が運用し、都道府県及び保健所設置市において利用される、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムをいいます。

八　「処理番号」とは、アプリ利用者が陽性者であると判明した場合に、管理システムから当該アプリ利用者に対して、ランダムに発行され、通知がされる無意かつ一時的な番号をいいます。

（本利用規約への同意）

第３条　アプリ利用者は、本利用規約の定めに従って本アプリを利用しなければならず、本利用規約の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意しない限り、本アプリを利用できません。

２　アプリ利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合には、本利用規約の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意したものとみなされます。

（本アプリによる情報の生成、記録及び提供等の仕組み）

第４条　アプリ利用者は、本アプリの利用を開始する前に、本アプリによる情報の生成、記録及び提供等の仕組みに関する次に掲げる事項について、十分に理解した上で、本利用規約に同意し、本アプリの利用を開始しなければなりません。

一　アプリ利用者のアプリ導入端末において自動的に日次鍵が生成され、記録されるとともに、記録された日次鍵は、生成から14日が経過した後に自動的に無効となること。

二　アプリ利用者のアプリ導入端末において接触符号が自動的に生成され、記録されるとともに、記録された接触符号は、生成から14日が経過した後に自動的に無効となること。

三　アプリ利用者及び接触状態にある他のアプリ利用者がそれぞれのアプリ導入端末のBluetoothを起動している間に限り、Bluetoothを利用して、(i)自らのアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、接触状態にある他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自動的に提供され、記録されるとともに、(ii)当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、自らのアプリ導入端末に対して自動的に提供され、記録されること。

四　前号によりアプリ導入端末に記録された他のアプリ利用者の接触符号は、記録から14日が経過した後に自動的に無効となること。

五　アプリ利用者が、自らが陽性者であると判明した場合において、(a)他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が提供され、かつ、(b)他のアプリ利用者のうち14日以内に自らと接触状態となったことのある者については当該陽性者を個人として識別可能な情報の提供を受けずに不特定の陽性者との接触した可能性がある旨を知ることができる状態となることについて、別途同意した場合は、(i)管理システムに別途登録した自らの携帯電話番号又はメールアドレスに通知された処理番号を自らのアプリ導入端末に入力することにより、(ii)当該アプリ導入端末から通知サーバーを経由して管理システムに対し、入力された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かの照会が行われ、(iii)管理システムから通知サーバーに対し、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かについての回答が行われること。かかる照会の結果、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものである旨の回答が行われた場合は、陽性者自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が、通知サーバーを経由して他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自動的に提供され、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、最大で過去14日間分さかのぼって当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末内に記録された接触符号の検索が自動的になされ、一致する接触符号の記録があることが判明した場合には、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、不特定の陽性者との接触の可能性についての通知がされること。

２　アプリ利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合には、前項の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意したものとみなされます。

（本アプリ等に関する知的財産権等）
第５条　厚生労働省がアプリ利用者に提供する一切のサービス、プログラム及び各種著作物（本利用規約及び利用手順書等を含みます。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権、商標権その他の知的財産権並びにノウハウその他の知的財産に係る権利は、全て厚生労働省に帰属します。
２　アプリ利用者は、本アプリの利用に際し、厚生労働省がアプリ利用者に提供する一切のサービス、プログラム及び各種著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。
一　本利用規約に従った本アプリの適正な利用のためにのみ使用すること。
二　複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと。
三　営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与、譲渡若しくは承継し、又は担保の設定をしないこと。
四　厚生労働省が指定する者が表示した著作権表示又は商標権表示を削除又は変更しないこと。
３　前２項にかかわらず、オープンソースの利用に関連して、当該オープンソースの規定に従う必要がある事項については当該規定が優先します。当該オープンソースに関しては、 https://github.com/Covid-19Radar/Covid19Radarにおいて確認することができます。

（利用可能時間及び利用の停止等）
第６条　本アプリの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、管理システムの運転状況により、本アプリの一部の機能の提供ができない場合があります。
２　厚生労働省は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、アプリ利用者に対し、事前に厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウエブサイト又は本アプリ内に掲載した上で、本アプリの利用の停止、休止又は中断をさせることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本アプリの利用の停止、休止又は中断をさせることができるものとします。
一　本アプリの運用機器等のメンテナンスが予定される場合
二　電気通信事業者の役務が提供されない場合
三　天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本アプリの運用に係る重大な障害が発生した場合
四　法令又はこれに基づく措置により、本アプリの運用が不可能となった場合
五　その他、厚生労働省において、本アプリの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合
３　厚生労働省は、本アプリの利用が著しく集中した場合には、本アプリの利用を制限することができるものとします。

（禁止事項及び遵守事項）
第７条　アプリ利用者は、本アプリの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
一　本アプリを本来の目的以外の目的で利用すること。
二　不正アクセス行為、本アプリのサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、本アプリを不正に操作する行為、本アプリの不具合を意図的に利用する行為をすること。
三　類似又は同様の問い合わせを必要以上に繰り返す行為、提供者に対し不当な要求をする行為、その他の提供者による本アプリの適正な管理及び運用並びに第三者による本アプリの利用を妨害し、これらに支障を与える行為をすること。
四　本アプリに対し、ウイルス・マルウェア等に感染したファイルを故意に送信すること。
五　法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれがある行為、反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為、提供者又は第三者になりすます行為、意図的に虚偽の情報を流布させる行為をすること。
六　第三者の個人情報、利用情報などを不正に収集、開示又は提供する行為をすること。
七　その他、本アプリの適正な運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれがある行為であると厚生労働省が判断する行為をすること。
２　厚生労働省は、アプリ利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該アプリ利用者による本アプリの利用を停止させることができるものとします。
３　アプリ利用者は、本アプリの利用に当たり、以下の事項を遵守するものとします。
一　複数のスマートフォン端末を保有する場合は、できる限り、最も利用する一の端末に本アプリを導入すること。
二　アプリ導入端末を第三者に持ち歩かせないようにすること。
三　本アプリが更新され、アプリ利用者においてダウンロードが可能な状態になったときには、アプリ導入端末に最新のアプリケーションをダウンロードして更新すること。
四　アプリ導入端末を第三者に譲渡、承継若しくは貸与し、又は破棄する場合は、あらかじめ本アプリを削除すること。

（アプリ利用者の設備等）
第８条　アプリ利用者は、本アプリを利用するために必要なすべての機器及びソフトウェア（スマートフォン端末及び通信手段に係るすべてのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、アプリ利用者が自己の責任で行うものとします。
２　本アプリを利用するために必要な通信費用その他本アプリの利用に係る一切の費用は、アプリ利用者の負担とします。
３　アプリ利用者が未成年者である場合は、当該アプリ利用者は、親権者その他の法定代理人が本アプリの利用に同意した上で、自らに対してその使用を認めたスマートフォン端末を使用して、本アプリを利用するものとします。
４　アプリ利用者が本アプリを利用する際の環境状況は、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウエブサイトに掲載する条件とします。

（免責事項）
第９条　厚生労働省は、本アプリを利用すること（利用に際してウイルス・マルウェア等に感染したことその他理由の如何を問いません。）又は利用できないこと（本アプリの利用の停止、休止、中断若しくは制限、本アプリの動作不良又は通信回線の障害その他理由の如何を問いません。）その他本アプリに起因又は関連してアプリ利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。但し、厚生労働省が自らの故意又は重大な過失によりかかる損害の全部又は一部を生じさせたものである場合は、かかる損害の当該全部又は一部については、この限りではありません。
２　アプリ導入端末間の距離の測定は、Bluetoothの信号強度に依っており、Bluetooth信号が通過するバリア（ガラス窓や薄い障壁など）があるかどうかを考慮する仕組みではなく、アプリ導入端末の性能、所持する方向などの条件や状態によって測定値に差が生じるため、本アプリで計測する接触の距離と時間について正確性を保証するものではありません。

（アプリの利用中止及び記録の削除）
第10条　アプリ利用者は、いつでも任意に、本アプリをアプリ導入端末から削除することにより、本アプリの利用を中止できます。本アプリをアプリ導入端末から削除した場合は、その端末に記録されていた情報は、全て削除され、復元はできません。

（本利用規約の変更）
第11条　厚生労働省は、必要があると認めるときは、アプリ利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を変更することができるものとします。
２　厚生労働省は、本利用規約の変更を行った場合には、遅滞なく厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウエブサイト又は本アプリ内に掲載するものとし、変更後の本利用規約はかかる掲載がなされた時点からその効力を生ずるものとします。
３　前項に規定する変更後の本利用規約の掲載後に、アプリ利用者が本アプリを実際に利用した場合には、当該利用の時点で、アプリ利用者は変更後の本利用規約の内容を十分に理解した上で、変更後の本利用規約に同意したものとみなされます。

（譲渡等禁止）
第12条　本アプリの利用権は、第三者に譲渡、貸与、承継、相続又は担保として提供することはできません。

（連絡方法）
第13条　本アプリに関するアプリ利用者から厚生労働省への連絡は、本アプリ内又は厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウエブサイト内に掲載し、厚生労働省が指定する方法により行っていただきます。

（準拠法及び合意管轄）
第14条　本利用規約及び本アプリの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。
２　本アプリの利用に起因又は関連して厚生労働省とアプリ利用者との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

○接触確認アプリケーションプライバシーポリシー　（令和２年６月　日　厚生労働省健康局結核感染症課）※利用開始日を設定

厚生労働省は、接触確認アプリケーション（以下「本アプリ」といいます。）の提供に関し、適用ある法令を遵守するとともに、利用者のプライバシーの保護に最大限に配慮し、以下のポリシーにより、本アプリを提供します。

１　本アプリの仕組み

①　アプリ利用者（本アプリを利用して、本アプリが提供するサービスの利用を行う者をいいます。以下同じ。）のアプリ導入端末（本アプリを導入したスマートフォン端末をいいます。以下同じ。）において自動的に日次鍵（アプリ導入端末において、当該端末と一対一の対応関係を持ち、24時間単位で変更される識別子をいいます。以下同じ。）が生成され、記録されます。

②　アプリ利用者のアプリ導入端末において接触符号（アプリ導入端末において、日次鍵をもとに生成され、10分単位で変更される識別子をいいます。以下同じ。）が自動的に生成され、記録されます。

③　アプリ利用者及び接触（概ね１メートル以内の距離で、15分以上の近接した状態にあった可能性が高い状態をいいます。以下同じ。）状態にある他のアプリ利用者がそれぞれのアプリ導入端末のBluetoothを起動している間に限り、Bluetoothを利用して、(i)自らのアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、接触状態にある他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自動的に提供され、記録されるとともに、(ii)当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において生成され記録されている接触符号が、自らのアプリ導入端末に対して自動的に提供され、記録されます。

④　アプリ利用者が、自らが陽性者（新型コロナウイルス感染症の陽性診断が確定した者をいいます。以下同じ。）であると判明した場合において、陽性者である旨をアプリにおいて登録する場合には、(i)管理システム（新型コロナウイルスの陽性者及び濃厚接触者の情報を管理するため、厚生労働省が運用し、都道府県及び保健所設置市において利用される、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムをいいます。以下同じ。）に別途登録した自らの携帯電話番号又はメールアドレスに通知された処理番号（アプリ利用者が陽性者であると判明した場合に、管理システムから当該アプリ利用者に対して、ランダムに発行され、通知がされる無意かつ一時的な番号をいいます。以下同じ。）を自らのアプリ導入端末に入力することにより、(ii)当該アプリ導入端末から通知サーバー（アプリ導入端末と連携して、アプリ利用者が必要事項に同意の上で端末から登録した日次鍵を管理し、一定の条件の下で当該日次鍵を他のアプリ利用者のアプリ導入端末に提供する機能を有する、厚生労働省が管理するサーバーをいいます。以下同じ。）を経由して管理システムに対し、入力された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かの照会が行われ、(iii)管理システムから通知サーバーに対し、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かについての回答が行われます。

⑤　かかる照会の結果、当該照会された処理番号が陽性者に対して発行されたものである旨の回答が行われた場合は、陽性者自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が、通知サーバーを経由して他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自動的に提供され、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、最大で過去14日間分さかのぼって当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末内に記録された接触符号の検索が自動的になされ、一致する接触符号の記録があることが判明した場合には、当該他のアプリ利用者のアプリ導入端末において、不特定の陽性者との接触の可能性についての通知がされます。

２　厚生労働省が本アプリを用いて取得する情報及び取得しない情報

(1)　厚生労働省が取得する情報

・　厚生労働省は、本アプリを用いて、以下に掲げる情報を取得します。
　①　上記１④のプロセスにおいて取得する陽性者の処理番号
　②　上記１⑤のプロセスにおいて取得する陽性者の日次鍵

(2)　厚生労働省が取得しない情報

・　厚生労働省は、本アプリを用いて、(1)記載の情報以外の情報（以下に掲げる情報を含みますが、これらに限られません。）を取得しません。
・　厚生労働省は、本アプリを用いて、アプリ利用者から、名前、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、端末の位置情報その他のアプリ利用者を個人として識別可能な情報を取得しません。
・　アプリ導入端末間の接触状態に関する情報は、アプリ利用者が保有する各々のアプリ導入端末内で暗号化した状態で記録され、アプリ導入端末同士の接触に関する情報は、アプリ利用者を含めいかなる者も把握することはできず、厚生労働省もその情報を取得しません。
・　厚生労働省は、本アプリを用いて、陽性者を個人として識別可能な情報を取得しません。そのため、厚生労働省が、陽性者の同意のもと当該陽性者との間での過去14日以内における接触に関する情報について、他のアプリ利用者が本アプリによる通知を受け取る際に、当該通知を受ける者に対し、当該陽性者を個人として識別可能な情報を提供することもありません。
・　厚生労働省は、本アプリを用いて、陽性者と接触の可能性がある旨の通知を受けた者について、個人として識別可能な情報を取得しません。そのため、厚生労働省が、本アプリを用いて、当該陽性者に対し、通知を受けた者を個人として識別可能な情報を提供することもありません。
・　厚生労働省は、本アプリを用いて、陽性者との接触の可能性がある旨の通知をうけた他のアプリ利用者と当該陽性者との間の対応関係や接触の日時に関する情報を取得しません。

３　厚生労働省が取得する情報の利用目的及び利用方法

(1)　処理番号

・　厚生労働省は、本アプリにおいて陽性者でない者が陽性である旨の登録をすることを避けるために、厚生労働省が取得した２(1)①記載の陽性者の処理番号を使用します。すなわち、陽性者であるアプリ利用者が本アプリにおいて自ら陽性である旨の登録をする際に管理システムから当該陽性者に対して処理番号を発行の上通知し、陽性者がアプリ導入端末で処理番号を入力することにより厚生労働省の通知サーバーが取得した処理番号は、通知サーバーから管理システムに対する、入力された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かの照会に使用され、当該処理番号が陽性者に対して発行されたものであることが確認されてはじめて陽性である旨の登録が完了するという仕組みをとっています。
・　厚生労働省は、かかる目的以外の用途には、取得した処理番号を用いません。処理番号は、入力された処理番号が陽性者に対して発行されたものであるか否かの確認が完了した後、アプリ、通知サーバー及び管理システムのそれぞれにおいて、直ちに削除されます。

(2)　日次鍵

・　厚生労働省は、14日以内に陽性者であるアプリ利用者と接触状態となったことのある可能性のある他のアプリ利用者に対してその旨を通知するために、厚生労働省が取得した２(1)②記載の陽性者の日次鍵を使用します。すなわち、陽性者であるアプリ利用者の陽性登録完了により厚生労働省の通知サーバーが取得した陽性者の日次鍵が他のアプリ利用者のアプリ導入端末に提供され、当該端末内に記録された接触符号が自動的に検索された結果、一致する接触符号があった場合に、当該他のアプリ利用者に対して陽性者との接触可能性についての通知がなされるという仕組みをとっています。

・　厚生労働省は、陽性者であるアプリ利用者が陽性である旨の登録を希望する場合は、あらかじめ、(a)他のアプリ利用者のアプリ導入端末に自らのアプリ導入端末に記録された日次鍵が提供され、かつ、(b)他のアプリ利用者のうち14日以内に自らと接触状態となったことのある者については当該陽性者を個人として識別可能な情報の提供を受けずに不特定の陽性者との接触した可能性がある旨を知ることができる状態となることについて、本アプリ上で改めて明示的な同意を取得します。

・　厚生労働省は、かかる目的以外の用途には、取得した日次鍵を用いません。日次鍵は、各アプリ導入端末において生成されてから14日が経過した後に自動的に無効となります。

４　同意の撤回と記録の削除

・　本アプリの利用に関する同意は、アプリ導入端末から本アプリを削除する方法によりいつでも撤回できます。アプリ利用者が上記の方法により同意を撤回した場合は、アプリ利用者のアプリ導入端末内に記録された全ての情報は、削除され、復元できなくなります。

・　アプリ導入端末に記録された他のアプリ利用者との接触に関する情報（他のアプリ利用者のアプリ導入端末に記録された接触符号）は、暗号化されて記録され、14日の経過後に、自動的に無効となります。

５　アプリ利用者の情報の管理

・　それぞれの導入端末の接触に関する情報は、あくまでそれぞれの導入端末内で管理され、導入端末から外部には提供されません。

・　厚生労働省は、アプリ利用者のプライバシーの確保に支障が生じないよう、本アプリのシステムの運用において、不正アクセス、ウイルス・マルウェア等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。本アプリのシステムの運用の一部を委託する場合には、当該委託先に対しても、適正な情報セキュリティ対策を講じさせます。

・　厚生労働省は、本アプリの運用において、本アプリ以外のシステム等（管理システムを含みますが、これに限られません。）を通じて国又は地方公共団体が管理する特定の個人を識別可能な情報と照合することによりアプリ利用者個人の識別につながることがないよう、取り扱うデータに関する適正な安全管理措置を講じます。本アプリの運用の一部を委託する場合には、当該委託先に対しても、適正な安全管理措置を講じさせます。

６　プライバシーに関するお問い合わせ先

・　本アプリの利用におけるプライバシーに関するご質問等については、本アプリ内又は厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策に関するウエブサイト内に掲載し、厚生労働省が指定するお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

公開日から１か月間は試行版（プレビュー版）です。OSを確認してインストールください

○　利用のスマートフォンにより、App Store またはGoogle Playからインストールをいただくことができます。

○　公開日から１カ月間は試行版（プレビュー版）となります。試行版は、ご利用いただく状況も参考にしつつ、デザイン・機能などの修正を予定しておりますので、最新アプリにアップデートいただきますようお願いいたします。

【iPhone端末の場合】　iOS 13.5以上

【Android端末の場合】　Android 6.0以上

○利用可能な機種一覧（下記のHPで順次掲載します）

○厚生労働省のホームページで随時、更新して掲載しますのでご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

アプリのインストールや詳しい情報はこちらから

厚労省　接触確認アプリ　検索

新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA

COVID-19 Contact Confirming Application

（参考資料３）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和２年３月28日（令和２年５月25日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三　新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（３）まん延防止

２）催物（イベント等）の開催制限

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

３）施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

②　また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

６）緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

（催物（イベント等）の開催）

・　催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

８）クラスター対策の強化

⑤　政府は、個人情報の保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインタフェース（ＡＰＩ）を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（ＨＥＲ-ＳＹＳ）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。